

よくあるお問い合わせについて

例年、共済組合へのお問い合わせが多い事項又は多数のお問い合わせが予想される事項について下記のとおりまとめましたので、手続の参考にしてください。

記

◇資格喪失及び異動に関する手続について

Q 1. 令和 3 年 3 月 31 日で臨時的任用職員として任用期間を満了しましたが、令和 3 年 4 月 6 日から再度、臨時的任用職員として採用されることが決まっています。どのような手続が必要ですか。

A 1. 任用期間が空く場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、手続は不要(※)です。任用関係が継続していないと任命権者が判断する場合は、令和 3 年 3 月 31 日付け退職による資格喪失の手続と、令和 3 年 4 月 6 日付け採用による資格取得の手続が必要となります。

継続するか否かの判断は任命権者へご確認ください。

※ 県費職員の方で職員番号が変更になる場合は、別途、新所属で番号変更の手続が必要です。

Q 2. 4 月から鹿児島市教育委員会へ異動する組合員について、どのような手続が必要ですか。

A 2. 鹿児島市、指宿市、出水市、霧島市、鹿屋市教育委員会へ異動する派遣者(※)については、市立高等学校に籍を置く公立学校共済組合員(市費支弁組合員)として扱いますので、旧所属所での手続は不要です(所属所異動の報告については新所属所から提出)。

※ 阿久根市教育委員会への派遣者の異動についても北薩教育事務所籍の公立学校共済組合員(県費支弁組合員)として扱いますので、旧所属所での手続は不要です(所属所異動の報告については新所属所から提出)。

Q 3. 同じ所属所に退職者が何名かいますが、1 名だけ組合員証の返却が遅れている組合員がいます。組合員異動報告書はいつ送付すればよいですか。

A 3. 全員一緒に報告する必要はありませんので、準備のできている組合員については速やかに送付してください。

◇年金に関する手続について

Q 4. 組合員として在職中に 60 歳未満の配偶者を扶養していました。退職後、扶養していた配偶者の年金加入手続が必要ですか。

A 4. 組合員が退職時に組合員または被扶養配偶者の方が 60 歳未満の場合は国民年金に加入する必要があります。別紙 1 を参照の上、手続を行ってください。

Q 5. 60 歳前に退職します。退職後、任意継続組合員制度に加入すれば、国民年金保険料は払わずに済みますか。

A 5. 任意継続組合員は医療保険制度への加入ですので、国民年金に加入したことはありません。別紙 1 を参照の上、手続を行ってください。

Q 6. 臨時的任用職員が令和 2 年度末で退職し、令和 3 年は就労しない予定とのこと。年金関係の添付書類は何が必要ですか。

A 6. 老齢厚生年金受給権の有無によって添付書類が異なります。老齢厚生年金の受給権がない場合は、退職届書（臨時的等用）に所属所で保管されている履歴書（要，所属所長の原本証明）を添付してください。老齢厚生年金の受給権がある場合は、老齢厚生年金改定請求書等を添付して提出してください。

なお、老齢厚生年金の受給権がある臨時的任用職員等には、2 月以降に年金担当から令和 3 年以降の就労状況調査の用紙を対象者あて送付しています。調査で令和 2 年度末に組合員資格を喪失する予定の方には、個別に老齢厚生年金改定請求書等を送付します。（改定請求書の送付は、2 月下旬以降に資格喪失予定の方に順次行います。）※ 令和 3 年 1 月 20 日付け 公共鹿第 1200 号「令和 2 年度末の組合員資格喪失に係る長期給付（年金）関係の手続等について（通知）」も参照してください。

◇その他

Q 7. 年度末で退職しますが、配偶者が公立学校共済組合鹿児島支部の組合員資格を有して働いています。配偶者の扶養に入るための被扶養者の手続はどこで行えばよいのですか。

A 7. 被扶養者として認定を受ける場合は、配偶者の所属所を通じて被扶養者認定の手続を行ってください。

Q 8. 資格喪失後に組合員証を使用して医療機関を受診してしまいました。今後、どのような手続が必要になりますか。

A 8. 資格喪失後に受診した分の医療費については、後日共済組合から返納の依頼が届きます。共済組合へ返納後、当共済組合の資格喪失後に加入した医療保険制度へ請求することができますので、手続等は加入した医療保険制度へお問い合わせください。